

○建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和五十七年建設省告示第千六百六十号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
貸 借 対 照 表			貸 借 対 照 表		
科 目	摘 要		科 目	適 要	
〔資産の部〕 Ⅰ 流動資産			〔資産の部〕 Ⅰ 流動資産		
	(略)	(略)		(略)	(略)
	未完成工事支出金	<u>完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等</u>		未完成工事支出金	<u>引渡しを完了していない工事に要した工事費並びに材料購入、外注のための前渡金、手付金等。ただし、長期の未完成工事に要した工事費で工事進行基準によつて完成工事原価に含めたものを除く。</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
Ⅱ 固定資産 (1) 有形固定資産	(略)	(略)	Ⅱ 固定資産 (1) 有形固定資産	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

土地	自家用の土地	土地	自家用の土地
<u>リース資産</u>	<u>ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。</u>	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 無形固定資産		(2) 無形固定資産	
(略)	(略)	(略)	(略)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額	のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
<u>リース資産</u>	<u>ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。</u>	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 投資その他の資産		(3) 投資その他の資産	(略)

(略)	(略)	(略)
<u>破産更生債権等</u>	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの	<u>破産債権、更生債権等</u>
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、 <u>前払貸借料</u> 等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの	長期前払費用
(略)	(略)	(略)
III 繰延資産		III 繰延資産
(略)	(略)	(略)
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用 <u>(新株予約権の発行等に係る費用を含む。)</u>	社債発行費
(略)	(略)	(略)
〔負債の部〕 I 流動負債		〔負債の部〕 I 流動負債

(略)	(略)	(略)	(略)
短期借入金	決算期後 1 年以内に返済されると認められる借入金 (金融手形を含む。)	短期借入金	決算期後 1 年以内に返済されると認められる借入金 (金融手形を含む。)
<u>リース債務</u>	<u>ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後 1 年以内に支払われると認められるもの</u>	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)
未成工事受入金	<u>請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの</u>	未成工事受入金	<u>引渡しを完了していない工事についての請負代金の受入高。ただし、長期の未成工事の受入金で工事進行基準によつて完成工事高に含めたものを除く。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、 <u>工事損失引当金</u> 等の引当金 (その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)	・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金等の引当金 (その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。)
(略)	(略)	(略)	(略)
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金	完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金

完成工事高	<u>工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）</u>。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
(略)	(略)
IV 営業外収益	
<u>受取利息及び配当金</u>	(略)
(略)	(略)
受取配当金	<u>受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
完成工事高	<u>工事が完成し、その引渡しが完了したものであるものの最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額</u>。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
(略)	(略)
IV 営業外収益	
<u>受取利息配当金</u>	(略)
(略)	(略)
受取配当金	<u>受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう。</u>
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

VII 特別損失 (略) その他	(略) 固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。				
完 成 工 事 原 価 報 告 書 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="831 181 879 421">科 目</th><th data-bbox="831 421 879 1077">摘 要</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 181 831 421"> (略) 経費 </td><td data-bbox="280 421 831 1077"> (略) 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 (略) </td></tr> </table>	科 目	摘 要	(略) 経費	(略) 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 (略)	
科 目	摘 要				
(略) 経費	(略) 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 (略)				

VII 特別損失 (略) その他	(略) 固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、<u>異常な原因によるたな卸資産評価損</u>、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。				
完 成 工 事 原 価 報 告 書 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="831 1167 879 1406">科 目</th><th data-bbox="831 1406 879 2063">摘 要</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 1167 831 1406"> (略) 経費 </td><td data-bbox="280 1406 831 2063"> (略) 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等<u>のもの</u> (略) </td></tr> </table>	科 目	摘 要	(略) 経費	(略) 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等<u>のもの</u> (略)	
科 目	摘 要				
(略) 経費	(略) 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等<u>のもの</u> (略)				